

● 国立研究開発法人情報通信研究機構における障害を理由とする差別の解消

の推進に関する対応要領

(平成28年3月8日 15規程第42号)

改正 令和3年3月30日 20規程第73号

改正 令和6年3月28日 23規程第39号

(目的)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の役職員（国立研究開発法人情報通信研究機構無期雇用職員就業規則（15規程第22号）第1条に規定する無期雇用職員及び国立研究開発法人情報通信研究機構有期雇用職員就業規則（05規程第75号）第1条に規定する有期雇用職員を含む。以下「役職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 役職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等により起因する障害を含む。）をいう。

以下同じ。)を理由として、障害者(障害及び社会的障壁により継続的に日常

生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。)でない者と

不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。こ

れに当たり、役職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。なお、別紙中

、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反する

と判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、で

きるだけ取り組むことが望まれることを意味する(次条において同じ)。

(合理的配慮の提供)

第3条 役職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当た

り、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった

場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害す

ることとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的

障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の

提供をしなければならない。これに当たり、役職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

第4条 役職員のうち、国立研究開発法人情報通信研究機構組織規程(04規程

第3号)第8条に規定する研究所等の長以上の地位にある者(以下「監督者」とい

う。)は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するた

め、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その

監督する役職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

二 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の

申し出等（以下「相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認すること。

三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する役員に対して、合理的配慮の

提供を適切に行うよう指導等を実施すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切

に対処しなければならない。

（懲戒処分等）

第5条 役員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がない

にもかかわらず合理的配慮の提供をしなかった場合、その態様等によっては、職務上

の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

（相談体制の整備）

第6条 機構に、その役員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその

家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、次に掲げる相談窓口を置く

。

一 総務部長

二 総務室長

三 総務グループリーダー

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、手紙、電話（電話リレーサービスの利用を含む。）、ファックス、電子メール、こえとらに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、総務部総務室総務グループに集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(研修・啓発)

第7条 機構において、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、役職員に

対し、法や基本方針等の周知や、障害者から話を聞く機会を設けるなど必要な研修

・啓発を行うものとする。

2 新たに役職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する

基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった役職員に対し

ては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるた

めに、それぞれ、研修を実施する。

3 前項の内容、回数等の詳細は、総務部総務室長が定める。

4 役職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、性別や年齢等にも配慮しつつ

障害者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図る

。

ふ そく  
附 則

この要領は平成<sup>ようりよう</sup>28<sup>へいせい</sup>年<sup>ねん</sup>4<sup>がつ</sup>月<sup>にち</sup>1<sup>しこう</sup>日から施行する。

ふ そく れいわ ねん がつ にち  
附 則 (令和3年3月30日)

この要領は令和<sup>ようりよう</sup>3<sup>れいわ</sup>年<sup>ねん</sup>4<sup>がつ</sup>月<sup>にち</sup>1<sup>しこう</sup>日から施行する。

ふ そく れいわ ねん がつ にち  
附 則 (令和6年3月28日)

この要領は令和<sup>ようりよう</sup>6<sup>れいわ</sup>年<sup>ねん</sup>4<sup>がつ</sup>月<sup>にち</sup>1<sup>しこう</sup>日から施行する。

べっし だい じょう だい じょうかんれん  
別紙 (第2条、第3条関連)

こくりつけんきゅうかいはつほうじんじょうほうつうしんけんきゅうきこう しょうがい りゆう  
国立研究開発法人情報通信研究機構における障害を理由と

するさべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう かか りゆういじこう  
する差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項

だい  
第1 ふうとう さべつてきとりあつか きほんてき かんが かつ  
不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ほう しょうがいしゃ たい せいとう りゆう しょうがい りゆう さい  
法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや

かくしゆきかい ていきょう きよひ また ていきょう あ ばしよ じかんたい せいげん また  
各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する又は

しょうがいしゃ もの たい ふ じょうけん ふ しょうがいしゃ けんり  
障害者でない者に対しては付さない条件を付すことなどにより、障害者の権利

りえき しんがい きんし  
利益を侵害することを禁止している。

なるまいす ほじょけん た しえん ききとう りよう かいじょしゃ つき そとう しゃかいてき  
なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的

しょうへき かいしょう しゅだん りようとう りゆう おこな さべつてきとりあつか  
障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱い

しょうがい りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいどう  
も、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。

また、しょうがいしゃ じじつじょう びようどう そくしん また たっせい ひつよう とくべつ そち  
また、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置

ふうとう さべつてきとりあつか しょうがいしゃ しょうがいしゃ もの  
は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と

くら ゆうぐう とりあつか せつきよくてきかいぜん そち ほう きてい しょうがいしゃ たい  
比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対

ごうりてきはいりよ ていきょう しょうがいしゃ もの こと とりあつか ごうりてきはいりよ  
する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を

ていきょうとう ひつよう はんい はいりよ しょうがいしゃ しょうがい  
提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の

じょうきょうとう かくにん ふとう さべつてきとりあつか あ  
状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、ふうとう さべつてきとりあつか せいとう りゆう しょうがいしゃ もんだい  
このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる

じ む また じぎょう ほんしつてき かんけい しょじじょう おな しょうがいしゃ もの ふり  
事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に  
あつか  
扱 う ことである点に留意する必要がある。

## だい 第2 せいとう りゆう はんだん してん 第2 正当な理由の判断の視点

せいとう りゆう そうとう しょうがいしゃ たい しょうがい りゆう ぎ  
正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービス  
かくしゅきかい ていきょう きよひ とりあつか きやつかんてき み せいとう もくてき した おこな  
や各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行  
われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。機構にお  
いては、せいとう りゆう そうとう いな ぐたいてき けんとう せいとう りゆう  
正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を  
かくだいかいしゃく ほう しゅし そこ こべつ じあん しょうがいしゃおよ  
拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者及び  
だいさんしゃ けんりりえき れい あんぜん かくほ ざいさん ほぜん そんがいほっせい ぼうしどう なら きこう  
第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）並びに機構  
じ む また じぎょう もくてき ないよう きのう い じとう かんてん かんが ぐたいてきばめん じょうきょう  
の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に  
おう そうごうてき きやくかんてき はんだん ひつよう  
応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

やくしよくいん せいとう りゆう はんだん ばあい しょうがいしゃ りゆう ていねい  
役員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に  
せつめい  
説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際、職員と障害者  
そうほう たが たちば そんちょう そうごりかい はか もと  
の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

## だい 第3 ふとう さべつてきとりあつか れい 第3 不当な差別的取扱いの例

せいとう りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう かんが れいおよ せいとう  
正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な  
りゆう  
理由があるため、ふとう さべつてきとりあつか がいとう かんが れい い か  
不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は以下のとおり  
である。なお、きさきい ないよう はあくまでもれいじであり、これらの例だけに限ら  
れるものではないこと、せいとう りゆう そうとう いな こべつ じあん  
正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに

ぜんじゆつ かんてんとう ふ ま え て はんだん ひつよう せいとう りゆう ふとう  
、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であること、正当な理由があり不当  
な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合  
には別途の検討が必要であることに留意する。

せいとう りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう かんが れい  
(正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)

- しょうがい りゆう いちりつ まどぐちたいおう きよひ  
障害があることを理由として、一律に窓口対応を拒否する。
- しょうがい りゆう いちりつ たいおう じゆんじよ あとまわ  
障害があることを理由として、一律に対応の順序を後回しにする。
- しょうがい りゆう いちりつ しょめん こうふ しりょう そうふ  
障害があることを理由として、一律に書面の交付、資料の送付、パンフレット  
の提供等を拒む。
- しょうがい りゆう いちりつ せつめいかい どう しゅつせき こば  
障害があることを理由として、一律に説明会、シンポジウム等への出席を拒  
む。
- じ む ま た じぎょう すいこうじょう とく ひつよう しょうがい りゆう  
事務又は事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、  
らいしょ さい つきそいしゃ どうこう もと じょうけん つ とく ししょう  
来所の際に付添者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもか  
かわらず、しょうがい りゆう つきそいしゃ どうこう こば  
障害を理由に付添者の同行を拒む。
- しょうがい しゆるい ていど ていきょう ぼめん しょうがいしやほんにん だいさんしや  
障害の種類や程度、サービス提供の場面における障害者本人や第三者の  
あんぜんせい こうりよ ぼくぜん あんぜんじょう もんだい りゆう しせつ  
安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設  
りよう きよひ  
利用を拒否する。
- ぎょうむ すいこう ししょう しょうがいしや もの こと ぼしよ  
業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での  
たいおう おこな  
対応を行う。
- しょうがい りゆう しょうがいしや たい ことばづか せつきやく たいど  
障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など  
いちりつ せつぐう しつ き  
一律に接遇の質を下げる。

せいとう りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう かんが れい  
(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)

- じっしゅう ともな こうざ じっしゅう ひつよう さぎょう すいこうじょうぐたいてき きけん はっせい  
実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生  
みこ しょうがいとくせい しょうがいしゃ たい とうがいじっしゅう べつ じっしゅう せつてい  
が見込まれる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定す  
る。(障害者本人の安全確保の観点)

- くるまいす りようしゃ たたみじ こしつ きぼう さい しきもの し とう たたみ ほご  
車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、畳を保護する  
ための対応を行う。(機構の損害発生防止の観点)

- きこう てつづき おこな しょうがいしゃほんにん どうこう もの だいひつ さい  
機構で手続を行うため、障害者本人に同行した者が代筆しようとした際に、  
ひつよう はんい はいりよ しょうがいしゃほんにん たい しょうがい じょうきょう  
必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や  
ほんにん てつづき い しとう かくにん しょうがいしゃほんにん そんがいほっせい ぼうし かんてん  
本人の手続の意思等を確認すること(障害者本人の損害発生防止の観点)

#### だい 4 りゆうてきはいりよ きほんてき かんが かつ 第4 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 しょうがいしゃ けんり かん じょうやくだい じょう りゆうてきはいりよ しょうがいしゃ ほか  
障害者の権利に関する条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他  
もの びょうどう きそ すべ じんけんおよ きほんてきじゆう きょうゆう また こうし  
の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使するこ  
とを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において  
かくほ ひつよう てきとう へんこうおよ ちょうせい とくてい ばあい  
必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と  
ひつよう きんこう しつ また かど ふたん か  
必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と  
ていぎ  
定義されている。

ほう どうじょうやく りゆうてきはいりよ ていぎ ふ ぎょうせいきかんとう たい じむ  
法は、同条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務  
また じぎょう おこな あ ここ ばめん しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき  
又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の  
じょきよ ひつよう むね い し ひょうめい ばあい じっし ともな ふたん  
除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担  
かじゅう しょうがいしゃ けんりりえき しんがい しゃかいてき  
が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的

障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、

障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な

障壁と相対することによって生ずるものとの、いわゆる「社会モデル」の考え方

を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者

が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的

な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

## 2 合理的配慮は、機構の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる

範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較におい

て同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・

機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。その提供に当たって

はこれらの点に留意した上で、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、

社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重

しつつ「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の

選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、

柔軟に対応がなされる必要がある。建設的対話に当たっては、障害者にとっての

社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と職員が共に

考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要である。例

えば、障害者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、機構とし

て対応可能な取組等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め

、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられる。

さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

### 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する

配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、障害の特性等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけ

るなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の「環境の整備」を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことや、相談・紛争事案を事前に防止する観点から、合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、内部規則やマニュアル等の制度改正等の環境の整備を図ることも有効である。

## 第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

役職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を丁寧に説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際には前述のとおり、役職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話

を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。

- 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度

#### 第6 合理的配慮の例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様な個別性の高いものであるが、例としては、次のようなものがある。

なお、記載した例はあくまでも例示であり、必ず実施するものではないこと、記載されている例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意する必要がある。

（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例）

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉

付近にする。

- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
  - 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、役職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
  - 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害のある者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。
  - イベント会場において知的障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子供の特性やコミュニケーションの方法等について聞き取った上で、落ち着かない様子ときは個室等に誘導する。
  - 視覚障害者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内する。その際、同性の職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内する。
- (合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例)
- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、触覚による意思伝達等のコミュニケーション手段を用いる。
  - 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でペー

ばんごうとう こと う りゆうい しょう  
ジ番号等が異なり得ることに留意して使用する。

- しかくしょうがい いいん かいぎしりょうとう じぜんそうふ さい よ あ たいおう  
視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応で  
きるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
- いしそつう ふとくい しょうがいしゃ たい え どう かつよう いし かくにん  
意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- ちゅうしゃじょう つうじょう こうとう おこな あんない かみ わた  
駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- しょういきにゆう いらいじ きにゆうほうほうなどほんにん め まえ しめ わ  
書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい  
きじゆつ でんたつ ほんにん いらい ぼあい だいどく だいひつ はいりよ  
記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を  
おこな  
行う。
- ひ ゆ ひょうげんとう にがて しょうがいしゃ たい ひ ゆ あんゆ にじゅうひていひょうげん もち  
比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いず  
ぐたいてき せつめい  
に具体的に説明する。
- しょうがいしゃ もう で さい ていねい く かけ せつめい ないよう  
障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が  
りかい かくにん おうたい がいらいご き  
理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、  
かんすうじ もち じこく じかんひょうき ごぜん ご ご ひょうき はいりよ  
漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮  
ねんとう お ひつよう おう てきじ わた  
を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- かいぎ しんこう あ しりょう み せつめい き こんなん しかくまた ちょうかく  
会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に  
しょうがい いいん ちてきしょうがい も いいん たい ていねい しんこう ころ  
障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけ  
るなどの配慮を行う。  
はいりよ おこな
- かいぎ しんこう あ やくしょくいんとう いいん しょうがい とくせい あ  
会議の進行に当たっては、役員等が委員の障害の特性に合ったサポートを  
おこな どう かのう はんい はいりよ おこな  
行う等、可能な範囲での配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の例)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 機構の敷地内の駐車場等において、障害者の来所が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと

- 考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意する。

（合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例）

○ 試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。

○ イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。

○ 電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、電子メールや電話リレーサービスを紹介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。

○ 介助を必要とする障害者から、講座の受講に当たり介助者の同席を求める申出があった場合に、当該講座が受講者本人のみの参加をルールとしていることを理由として、受講者である障害者本人の個別事情や講座の実施状況等を確認することなく、一律に介助者の同席を断ること。

○ 自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者からスクリーンや板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。

（合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例）

- 事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を断ること。（必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることのかんてん観点）
- 抽選申込みとなっている講座への参加について、抽選申込みの手続きを行うことが困難であることを理由に、講座への参加を事前に確保しておくよう求められた場合に、当該対応を断ること（障害者でない者との比較において同等のきかい提供を受けるためのものであることのかんてん観点）
- イベント当日に、視覚障害者から職員に対し、イベント会場内を付き添ってブースを回ってほしい旨頼まれたが、混雑時であり、対応できる人員がないことから対応を断ること。（過重な負担（人的・体制上の制約）